

## 第1回気仙沼市本吉町寺要害・深萩地区太陽光発電事業 に係る地域共生協議会を開催します

- 宮城県では、太陽光発電などの再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の最大限の導入と、環境保全の両立を目指す新たな取り組みとして、再エネ発電事業の適地への誘導と地域との共生の促進に向け、令和6年度から森林を開発して再エネ発電設備を設置した事業者に対して課税する「再エネ地域共生促進税」を導入しました。
- 本税制度では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地域脱炭素化促進事業」や、それに準じる事業として市町村長が認め、知事が認定した事業は非課税となります。
- このたび、気仙沼市本吉町寺要害・深萩地区太陽光発電事業について、地域脱炭素化促進事業等の非課税事業としての認定の可否を協議するため、地域共生協議会を開催します。

### 【概要】

- 1 開催日時 令和6年10月8日（火）午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所 気仙沼市民会館 2階中ホール（笹が陣4-2）
- 3 出席者 気仙沼市本吉町寺要害・深萩地区太陽光発電事業に係る地域共生協議会委員20名、市長、生活環境課職員
- 4 協議事項 地域脱炭素化促進事業計画等に係る認定協議書について
- 5 傍聴者の定員 10人程度
- 6 その他 傍聴者の受付は午後2時から行います。（受付で傍聴人名簿に記入していただきます。）傍聴の手続きは、先着順で行います。